

議第22号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第36条第3項第1号ならびに第44条第1項および第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準（第4条において「基準」という。）等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定障害者支援施設の指定の申請者)

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第4条 法第44条第1項および第2項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する別表

第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ア(ウ)中「9.9メートル」とあるのは、「4.95メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

- 3 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、別表第2項第2号ア(キ)およびキの規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

別表(第4条関係)

- 1 指定障害者支援施設の設置者(以下「設置者」という。)は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者への施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者への施設障害福祉サービスの提供を適切かつ効果的に行うこと。

2 設備

(1) 設置者は、居室、訓練・作業室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室および多目的室その他運営上必要な設備を設けること。ただし、相談室および多目的室にあつては、利用者への施設障害福祉サービスの提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

- (ア) 定員は、4人以下とすること。
(イ) 地階に設けないこと。
(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
(エ) 1以上の出入口は、避難上有効な廊下、広間の類または屋外に直接面して設けること。
(オ) 寝台またはこれに代わる設備を設けること。
(カ) 必要に応じ、利用者の所持品を収納することができる設備を設けること。
(キ) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

イ 訓練・作業室

- (ア) 訓練または作業に支障がない広さを有するものとすること。
(イ) 訓練または作業に必要な機械、器具等を備えること。
(ウ) 必要に応じ、防じん設備、消火設備等を設けること。
(エ) 専ら当該指定障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものとすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ウ 食堂

- (ア) 食事の提供に支障がない広さを有するものとすること。

(イ) 必要な備品を備えること。

エ 浴室は、利用者の特性に応じたものとする。

オ 洗面所および便所

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 利用者の特性に応じたものとする。

カ 相談室は、間仕切り等を設け、相談の内容の漏えいを防ぐこと。

キ 廊下

(ア) 幅は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすること。

(イ) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣が認定した養成施設である指定障害者支援施設(以下「認定指定障害者支援施設」という。)において就労移行支援を提供する場合には、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。

(4) 指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設(児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第 号。以下「指定障害児入所施設基準条例」という。)別表第1第1項(第9号を除く。)に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 従業者

(1) 設置者は、専らその職務に従事する指定障害者支援施設の管理者(以下「管理者」という。)を置くこと。ただし、指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、または当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(2) 生活介護を提供する場合

ア 設置者は、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士または作業療法士(利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する場合に限る。)、生活支援員およびサービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、当該訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

イ 医師の数は、利用者に対する日常生活上の健康管理および療養上の指導に必要な数とすること。

ウ 看護職員、理学療法士または作業療法士（アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。）および生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次の（ア）および（イ）に掲げる数を合計した数以上とすること。

（ア） 次の a から c までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。）に応じ、当該 a から c までに定める数

a 4 未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。b および c において同じ。）の数を 6 で除して得た数

b 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除して得た数

c 5 以上 利用者の数を 3 で除して得た数

（イ）（ア） a の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を 10 で除して得た数

エ 看護職員および生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、それぞれ 1 人以上とすること。

オ 理学療法士または作業療法士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対する日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練の提供に必要な数とすること。

カ サービス管理責任者の数は、次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。

（ア） 60 人以下 1 人

（イ） 61 人以上 1 人に、利用者の数が 60 人を超えて 40 人または 40 人に満たない端数を増すごとに 1 人を加えた数

キ 生活支援員およびサービス管理責任者のうち、それぞれ 1 人以上は、常勤の者とすること。

(3) 自立訓練（機能訓練）を提供する場合

ア 設置者は、看護職員、理学療法士または作業療法士、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、利用者に対して日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

イ 看護職員、理学療法士または作業療法士（アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。エにおいて同じ。）および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上とすること。

- ウ 看護職員および生活支援員の数は、それぞれ1人以上とすること。
- エ 理学療法士または作業療法士の数は、1人以上とすること。
- オ 設置者は、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）を提供する場合には、当該自立訓練（機能訓練）の提供を担当する生活支援員を1人以上置くこと。
- カ 看護職員のうち1人以上は、常勤の者とすること。
- キ アからカまでに定めるもののほか、自立訓練（機能訓練）を提供する場合の従業者については、前号カおよびキの規定を準用する。
- (4) 自立訓練（生活訓練）を提供する場合
- ア 設置者は、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。
- イ 生活支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
- ウ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合におけるイの規定の適用については、イ中「生活支援員の数」とあるのは、「生活支援員および看護職員の総数」とする。この場合においても、生活支援員の数は、1人以上としなければならない。
- エ アからウまでに定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）を提供する場合の従業者については、第2号カおよびキならびに前号オの規定を準用する。
- (5) 就労移行支援を提供する場合
- ア 設置者は、職業指導員、生活支援員、就労支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、認定指定障害者支援施設にあっては、就労支援員を置くことを要しない。
- イ 職業指導員および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6（アただし書の場合にあっては、10）で除して得た数以上とすること。
- ウ 職業指導員および生活支援員の数は、それぞれ1人以上とすること。
- エ 就労支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
- オ 職業指導員または生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者とすること。
- カ 就労支援員およびサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とすること。
- キ アからカまでに定めるもののほか、就労移行支援を提供する場合の従業者については、第2号カの規定を準用する。
- (6) 就労継続支援B型を提供する場合
- ア 設置者は、職業指導員、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。
- イ アに定めるもののほか、就労継続支援B型を提供する場合の従業者については、第2号カならびに前号イ、ウ、オおよびカの規定を準用する。この場合において、同号イ中「6（アただし書の場合にあっては、10）」とあるのは「10」と、同号カ中「就労支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と読み替えるものとする。

(7) 施設入所支援を提供する場合

- ア 設置者は、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。この場合において、サービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設において昼間実施サービス（指定障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を提供する場合に置かれるサービス管理責任者を兼ねるものとする。
- イ 生活支援員の数は、施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型の提供を受ける利用者または厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、1人以上とすることができる。
- （ア）60人以下 1人
- （イ）61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人または40人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数
- ウ イただし書の場合における生活支援員の勤務形態は、宿直とすることができる。
- (8) 第2号から前号までの利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定障害者支援施設の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。
- (9) 従業者（管理者を除く。）は、生活介護の単位もしくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護もしくは当該施設入所支援の提供に当たる者または専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援B型の提供に当たる者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (10) 指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、指定障害児入所施設基準条例別表第1第2項第2号から第7号までに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第2号および第7号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (11) 複数の昼間実施サービスが提供される指定障害者支援施設（認定指定障害者支援施設を除く。）で、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるものにおいて、第2号キ（第3号キおよび第4号エにおいて準用する場合を含む。）、第3号カならびに第5号オおよびカ（これらの規定を第6号イにおいて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤の者とすることができる。
- (12) 複数の昼間実施サービスが提供される指定障害者支援施設に対する第2号カ（第3号キ、第4号エ、第5号キおよび第6号イにおいて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用については、第2号カ中「利用者」とあるのは、「指定障害者支援施設

において提供される昼間実施サービス（厚生労働大臣が定めるものに限る。）の利用者」とする。

- (13) 指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する場合には、主たる事業所および従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する常勤の者とする。
- (14) 管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
- (15) 管理者は、施設障害福祉サービスを適切に提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めること。
- (16) 設置者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

3 入退所等

- (1) 設置者は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの利用の申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、施設障害福祉サービスの種類ごとに、第14項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の支給決定障害者の施設障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該支給決定障害者の同意を得ること。
- (2) 設置者は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないこと。
- (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定める利用定員および居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をすること。
- (5) 設置者は、施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この号において同じ。）を提供する通常の事業の実施地域等を勘案し、当該施設障害福祉サービスの利用の申込みをした支給決定障害者（以下「利用申込者」という。）に対して自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定障害者支援施設または施設障害福祉サービスを提供する者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずること。
- (6) 設置者は、利用申込者が入院による医療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の紹介その他の措置を速やかに講ずること。
- (7) 設置者は、施設障害福祉サービスの提供を求められたときは、支給決定障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。

- (8) 設置者は、施設障害福祉サービスに係る介護給付費または訓練等給付費の支給の申請について、次に掲げるところにより、必要な援助を行うこと。
- ア 施設障害福祉サービスに係る介護給付費または訓練等給付費の支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに行うこと。
 - イ 施設障害福祉サービスに係る介護給付費または訓練等給付費の支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮すること。
- (9) 設置者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第38条の2に規定する給付金（以下この号において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この号において「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。
- ア 利用者に係る金銭を当該利用者のその他の財産と区分すること。
 - イ 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - ウ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
 - エ 当該利用者が指定障害者支援施設を退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。
- (10) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービスを提供すること。
- ア 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
 - イ 施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容および量その他必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載すること。
 - ウ 施設障害福祉サービスの量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えないこと。
 - エ 施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証に記載した事項その他必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、遅滞なく報告すること。
 - オ イからエまでの規定は、受給者証に記載した事項に変更があった場合について、準用する。
 - カ 施設障害福祉サービスの利用について、市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力すること。
 - キ 従業者は、利用者の居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）または自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、その身分を証する書類を携行し、初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すること。
 - ク 管理者は、施設障害福祉サービスの提供の終了に当たっては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

ケ 管理者は、利用者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援の提供を受ける者を除く。）に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、その都度、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録すること。

コ 管理者は、利用者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援の提供を受ける者に限る。）に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録すること。

サ 管理者は、ケおよびコの規定により記録するときは、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、利用者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けること。

5 利用者負担額等の受領等

(1) 設置者は、利用者に対し、次のいずれにも該当する金銭以外の金銭の支払を求めないこと。

ア 当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであること。

イ 当該利用者に支払を求めることが適当であるものであること。

(2) 設置者は、前号の規定により金銭の支払を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に交付するとともに、その内容を説明し、当該利用者の同意を得ること。ただし、次号アからウまでに規定する支払については、この限りでない。

ア 当該金銭の用途および額

イ 当該利用者に金銭の支払を求める理由

(3) 設置者は、施設障害福祉サービスを提供したときは、次に掲げるところにより、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの提供に要した費用の額の支払を受けること。

ア 法定代理受領（法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費または訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。以下同じ。）を行う施設障害福祉サービス等を提供したときは、指定障害福祉サービス等費用基準額（指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が当該指定障害福祉サービス等に現に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額の支払を受けること。

イ 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けること。

ウ アおよびイの支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に

要する費用のうち、次の(ア)から(ウ)までに掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(ア) 生活介護を提供する場合 次に掲げる費用

- a 食事の提供に要する費用
- b 創作的活動に係る材料費
- c 日用品費
- d a から c までに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(イ) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援 B 型を提供する場合 次に掲げる費用

- a 食事の提供に要する費用
- b 日用品費
- c a および b に掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援 B 型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(ウ) 施設入所支援を提供する場合 次に掲げる費用

- a 食事の提供に要する費用および光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合には、食費等の基準費用額（同条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）
- b 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国もしくは地方公共団体の負担もしくは補助またはこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、または改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- c 被服費
- d 日用品費
- e a から d までに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

エ ウ(ア) a、(イ) a および (ウ) a に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによること。

オ ウ(ア)から(ウ)までに掲げる費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対して当該便宜の内容および費用について説明し、当該支給決定障害者の同意を得ること。

カ アからウまでに規定する費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を利用

者に対し交付すること。

- (4) 設置者は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援の提供を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービスおよび他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービスおよび他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービスおよび当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定すること。支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援の提供を受ける者を除く。）の依頼を受けたときも、同様とする。この場合において、設置者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- (5) 設置者は、法定代理受領により施設障害福祉サービスに係る介護給付費または訓練等給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費または訓練等給付費の額を通知すること。
- (6) 設置者は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対し、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を交付すること。

6 施設障害福祉サービス計画等

- (1) 管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させること。
- (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。
- ア 適切な方法により、利用者の置かれている環境、日常生活の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活および課題等の把握（以下「課題把握」という。）を行うこと。
- イ 課題把握に当たっては、利用者およびその家族に面接すること。この場合においては、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、当該利用者およびその家族の理解を得なければならない。
- ウ 施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援の内容について検討を行うこと。
- エ 課題把握および支援の内容に係る検討の結果に基づき、施設障害福祉サービスごとの目標およびその達成時期ならびにその内容等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。この場合においては、当該指定障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービス以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービスとの連携も含めて施

設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- オ 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。
- カ 施設障害福祉サービス計画の原案について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- キ 施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付すること。
- ク 施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の評価（利用者に対する継続的な課題把握を含む。以下「実施状況評価」という。）を行うこと。
- ケ 実施状況評価に当たっては、利用者およびその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がある場合を除き、次に掲げるところにより定期的に行うこと。
- （ア）利用者に面接すること。
- （イ）実施状況評価の結果を記録すること。
- コ 少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）または就労移行支援を提供する場合にあつては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- サ アからキまでの規定は、コ後段の変更について準用する。
- (3) サービス管理責任者は、前号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。
- ア 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対しては、必要な援助を行うこと。
- ウ 他の従業者に対して指導および助言を行うこと。
- (4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。
- ア 利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うこと。
- イ 施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ウ 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。
- エ 従業者は、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について適切に説明すること。

オ 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

カ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

キ 指定障害者支援施設の運営について、自ら評価を行うとともに、常にその改善を図ること。

7 介護

(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切に行うこと。

(2) 管理者は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清しきをすること。

(3) 管理者は、生活介護または施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。

(4) 管理者は、生活介護または施設入所支援の提供に当たっては、利用者のおむつを適切に取り替えること。

(5) 管理者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させること。

(6) 管理者は、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせないこと。

8 訓練

(1) 訓練は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切に行うこと。

(2) 管理者は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、訓練については、前項第5号および第6号の規定を準用する。

9 生産活動

(1) 管理者は、生活介護、就労移行支援または就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情ならびに製品およびサービスの需給状況等を考慮するよう努めること。

(2) 管理者は、生活介護または就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事している利用者の作業時間、作業量等が当該利用者に過重な負担とならないよう配慮すること。

(3) 管理者は、生活介護または就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。

- (4) 管理者は、生活介護または就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。
- (5) 管理者は、生活介護、就労移行支援または就労継続支援B型における生産活動に従事している利用者に、指定障害福祉サービスの種類ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に要した経費を控除した額に相当する金額の工賃を支払うこと。
- (6) 就労継続支援B型における生産活動に従事した利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円以上とすること。
- (7) 管理者は、就労継続支援B型における生産活動に従事している利用者の工賃の水準を高めるよう努めること。
- (8) 管理者は、毎年度、就労継続支援B型における生産活動に従事している利用者の工賃の目標水準を設定するとともに、当該工賃の目標水準および前年度に支払われた1月当たりの工賃の平均額を利用者に通知し、および知事に報告すること。

10 実習の実施

- (1) 管理者は、就労移行支援の提供に当たっては、施設障害福祉サービス計画に基づく実習の受入先を確保すること。
- (2) 管理者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、実習の受入先の確保に努めること。
- (3) 設置者は、前2号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関（以下「公共職業安定所等」という。）と連携して、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めること。

11 求職活動の支援等の実施

- (1) 管理者は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援すること。
- (2) 管理者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めること。
- (3) 設置者は、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所等と連携して、利用者の意向および適性に応じた求人の開拓に努めること。
- (4) 設置者は、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続して行うこと。
- (5) 管理者は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告すること。

12 食事

- (1) 管理者は、施設入所支援の提供に当たっては、正当な理由がなく、食事の提供を拒まないこと。
- (2) 管理者は、食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対してその内容および費用について説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) 食事は、利用者の心身の状況およびし好を考慮し、適切な時間に提供すること。
- (4) 管理者は、利用者の年齢および障害の特性に応じ、栄養管理を適切に行うこと。
- (5) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- (6) 管理者は、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。

13 相談、援助および便宜の提供等

- (1) 管理者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) 設置者は、利用者が当該指定障害者支援施設以外の施設で他の指定障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との当該利用に関する調整その他必要な支援を行うこと。
- (3) 管理者は、必要に応じ、レクリエーションを行うよう努めること。
- (4) 管理者は、利用者の日常生活における行政機関等に対する必要な手続について、利用者またはその家族において行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わって行うこと。
- (5) 管理者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。
- (6) 管理者は、施設入所支援の利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合で、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じ、適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設入所支援を円滑に利用することができるようにすること。

14 運営規程の整備等

- (1) 設置者は、指定障害者支援施設の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。
- (2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 指定障害者支援施設の目的および運営の方針
 - イ 提供する施設障害福祉サービスの種類
 - ウ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - エ 従業者の職種、員数および職務の内容

- オ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
 - カ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
 - キ 昼間実施サービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域
 - ク 施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項
 - ケ 緊急時における対応方法
 - コ 非常災害対策
 - サ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - シ その他指定障害者支援施設の運営に関する重要事項
- (3) 設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。
- (4) 設置者は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。
- (5) 設置者は、指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービスに関する情報の提供を行うよう努めること。
- (6) 設置者は、当該指定障害者支援施設について広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとしなないこと。
- 15 人権への配慮等
- (1) 設置者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めること。
- (2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。
- 16 衛生管理
- (1) 設置者は、利用者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- 17 健康管理等
- (1) 管理者は、常に利用者の健康の状況に必要な注意を払うとともに、利用者の健康保持のために必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、1年に2回以上、定期的に健康診断を行うこと。
- (3) 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講ずること。

18 非常災害対策

- (1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。
- (2) 管理者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。
- (3) 管理者は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に従業者に周知すること。
- (4) 管理者は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。
- (5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

19 記録の整備

- (1) 設置者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。
- (2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 施設障害福祉サービス計画

イ 第4項第10号ケおよびコの規定によるサービスの提供の記録

ウ 第6項第4号カの規定による身体的拘束等の記録

エ 第22項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第23項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第24項第2号の規定による市町村への通知の記録

20 秘密保持等

- (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 設置者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- (3) 設置者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者またはその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ること。

21 利益供与等の禁止

- (1) 設置者は、一般相談支援事業、特定相談支援事業もしくは他の障害福祉サービス事業を行う者（次号において「一般相談支援事業者等」という。）またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
- (2) 設置者は、一般相談支援事業者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

22 事故発生時の対応

- (1) 設置者は、利用者への施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やか

に、当該利用者の家族および県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。

- (2) 設置者は、前号の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。
- (3) 設置者は、利用者への施設障害福祉サービスの提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

23 苦情への対応

- (1) 設置者は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、前号の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。
- (3) 設置者は、県または市町村が行う利用者またはその家族からの苦情に関する調査に協力すること。
- (4) 設置者は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、県または市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
- (5) 設置者は、県または市町村から求めがあったときは、前号の改善の内容を県または市町村に報告すること。
- (6) 設置者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

24 連携等

- (1) 設置者は、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (2) 設置者は、利用者が次のアまたはイのいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
 - ア 正当な理由がなく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき。
 - イ 偽りその他不正の行為によって介護給付費または訓練等給付費を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、省令第34条の24第1項第13号に規定する協力医療機関を定めること。
- (4) 設置者は、あらかじめ、省令第34条の24第1項第13号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。